

6 福 第 7 3 8 号
平成 2 6 年 6 月 2 7 日

各指定医療機関の開設者 様

京都府健康福祉部福祉・援護課長
(公 印 省 略)

生活保護法等に基づく指定医療機関制度の見直しについて

平素は京都府の健康福祉行政の推進に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、医療扶助等の適正化を図ることを目的に「生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）」が平成25年12月13日に公布され、指定医療機関制度が平成26年7月1日から下記のとおり見直されます。

今後も、引き続き生活保護を受給されている方や中国残留邦人等の方へ医療を提供していただく場合は、別添の申請書類を提出いただく必要がありますので、期限内に必ず申請手続を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 指定医療機関の申請手続の期限等（別添資料参照）
 - ・提出期限：平成27年5月8日（金）まで
 - ・提出先：市部は「市福祉事務所」
町村部は「所管する府保健所」
- 2 生活保護法に基づく指定医療機関制度の見直し概要（別添資料参照）
 - ・指定医療機関等の指定要件及び指定取消要件の明確化
 - ・指定の更新制度（6年間の有効期限）の導入等

連絡先

担当：恩給・援護担当
電話：電話 075-414-4620

生活保護法に基づく指定医療機関制度の見直し概要

平成 25 年 12 月 13 日に公布された「生活保護法の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 104 号)」により、指定医療機関制度が見直されました。

(以下、生活保護法を「法」といい、改正前の法を「旧法」、改正後の法を「新法」ということとします。また、法による医療扶助のための医療を担当する病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等を「指定医療機関」ということとします。)

なお、新法は平成 26 年 7 月 1 日から施行、適用されます。

指定医療機関制度の見直しの概要

1. 指定医療機関等の指定要件及び指定取消要件の明確化
2. 指定の更新制度(6年間の有効期限)の導入
3. 不適切な事案等への対応の強化

指定医療機関のための申請手続き等について

平成 26 年 6 月 30 日現在で指定を受けている指定医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等)は、施行日(平成 26 年 7 月 1 日)において新法の指定を受けたものとみなされますが、別途新法に基づく指定申請が必要です。(新法附則第 5 条第 1 項及び第 2 項関係)

(1) 申請書類

- ・ 指定申請書(別添 1)
- ・ 指定の欠格事由に該当しない旨の誓約書(別添 2)

(2) 提出先(別添 3)

医療機関の所在地を所管する市福祉事務所等(京都市内の医療機関を除く)

- ① 市部は「市福祉事務所」
- ② 町村部(郡部)は「所管する府保健所」

(3) 提出期限

平成 27 年 5 月 8 日(金)まで(※平成 27 年 6 月 30 日まで申請書の受付は可能ですが、医療券の発行等に支障なく、旧法による指定から新法による指定へと切り替えられるよう御協力願います。なお、平成 27 年 6 月 30 日までに申請がない場合は当該期間の経過によって指定の効力を失いますので御注意ください。)

※施行日(平成 26 年 7 月 1 日)以後、新規に法による指定を受ける医療機関についても上記の(1)～(2)のとおり申請書類を御提出ください。

1、指定医療機関等の指定要件及び指定取消要件の明確化

【医療機関の指定・取消要件等の例】

(※1) 欠格事由の例	<ul style="list-style-type: none"> 当該申請に係る医療機関が健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局ではないとき。 開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
(※2) 指定除外要件の例	<ul style="list-style-type: none"> 被保護者の医療について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導を受けたものであるとき。
(※3) 取消要件の例	<ul style="list-style-type: none"> 指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。 指定医療機関の開設者が、禁錮以上の刑に処せられたとき。

指定医療機関が、

(※1) 欠格事由に該当する場合 (新法第49条の2第2項各号)

→都道府県知事(指定都市市長を含む。以下同じ。)は指定をしてはならないものとなりました。

(※2) 指定除外要件に該当する場合 (新法第49条の2第3項各号)

→都道府県知事は指定をしないことができることとなりました。

(※3) 指定取消の要件に該当する場合 (新法第51条第2項各号)

→都道府県知事はその指定を取消し、または期間を定めてその指定の効力の全部もしくは一部の効力を停止することができることとなりました。

2、指定の更新制度(6年間の有効期限)の導入

指定医療機関の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失うものとなりました。ただし、最初の更新時期については次のとおりとなりますので御注意ください。 (新法第49条の3第1項関係)

【最初の更新期限について】 (新法附則第5条第3項関係)

	指定日		
	~H26.6.30 (旧法の指定を受けている指定医療機関)	H26.7.1~	
病院、診療所、薬局	健康保険法の指定の効力が失われる日の前日まで…(a)		指定を受けた日から 6年
訪問看護事業者	介護保険指定 有	介護保険法の指定の有効期間の満了日まで…(b)	
	無	新法施行日から6年 =平成32年6月30日まで	

※ ただし、(a)または(b)について、最初の更新の期限が1年以内【平成27年6月30日まで】に到来する場合は、(a)または(b)の日から6年を経過するまでに更新手続きを行ってください。

○指定更新のみなし (新法第 49 条の 3 第 4 項関係)

指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね当該開設者である医師等若しくは薬剤師のみが診療や調剤に従事しているもの又はその家族(開設者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族もしくは兄弟姉妹である者)のみが診療若しくは調剤に従事しているものについては、その指定の効力を失う日前6月から同日前3月までの間に別段の申し出がないときは、更新の申請があったものとみなす。…更新の必要はありません。

なお、指定更新の届出とは別に、新法に基づく指定の申請 (P1 下段参照) については指定医療機関であれば例外なく届出が必要ですので、御注意ください。

3、不適切な事案等への対応の強化

○生活保護法指定制度と健康保険法指定制度の関連 (新法第 51 条第 2 項第 1 号関係)

生活保護法による指定医療機関または健康保険法による保険医療機関のいずれかの指定が取り消された場合、二つの制度間で関連性を持たせて対応できるものとなりました。

○過去の不正事案への対応 (新法第 54 条関係)

指定医療機関等の開設者であった者等についても報告徴収や検査等の対象となりました。

○不正利得に対する徴収金 (新法第 78 条第 2 項関係)

偽りその他不正な手段により医療の給付に要する支弁を受けた指定医療機関等に対しては、その返還させるべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるものとなりました。

○指導体制の強化(国による)指導 (新法第 84 条の 4 関係)

都道府県が指定した医療機関等に対し、国(地方厚生局)による指導等も実施できるものとなりました。

<お問い合わせ先>

京都府健康福祉部 福祉・援護課

TEL 075-414-4620

改正後の生活保護法に基づく 指定申請書等様式

生活保護法による指定医療機関の指定を申請される際には、以下の様式を御使用ください。

<様式>

【別添 1】 指定申請書

【別添 2】 指定の欠格事由に該当しない旨の誓約書

<様式記入例>

【記入例 1 - 1】 指定申請書（開設者が法人の場合）

【記入例 1 - 2】 〃 （開設者が個人の場合）

【記入例 2】 指定の欠格事由に該当しない旨の誓約書

<その他>

【別添 3】 京都府内福祉事務所一覧（指定関係受付）

生活保護法指定医療機関
中国残留邦人等支援法指定医療機関

指定・指定更新 申請書

別添 1

申請区分	指定 (新規・移転・法人化・ <u>その他(旧法から新法への指定の切替)</u>)・指定更新				
機関区分	医科 (病院・診療所)・歯科・薬局・訪問看護				
名称	(フリガナ)			医療機関コード	
所在地	〒 -				
	Tel () -				
開設者	氏名(名称等)	(フリガナ)			
		年 月 日			
		〒 -			
管理者	氏名	(フリガナ)			生年月日
	住所	〒 -			年 月 日
診療科名					
病床数	一般	床 (床)		結核	床 (床)
	療養	床 (床)		感染症	床 (床)
	精神	床 (床)			
健康保険法による指定	有・無・指定申請中 (申請日: 年 月 日)			有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有・無・指定申請中 (申請日: 年 月 日)			年 月 日指定	
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有・無	左欄の「有」に該当する場合は、医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。	氏 名		
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)				

上記のとおり指定を申請します。

平成 年 月 日

(申請先) 京都府知事 様

〒
住所

申請者(開設者)

Tel () -

氏 名

印

注意事項

- 1 この書類は、貴機関の所在地を所管する京都府保健所、又は福祉事務所を經由して提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、京都府公報において公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

記載要領

- 1 「申請区分」は、「指定(新規・移転・法人化・その他())・指定更新」の該当するいずれかを○で囲んでください。
- 2 「区分」は、「医科(病院・医科)・歯科・調剤・訪問看護」の該当するいずれかを○で囲んでください。
- 3 「名称」は医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 4 「医療機関コード」は保険医療機関番号を記載してください。
- 5 開設者が法人の場合、「氏名(名称等)」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所(所在地)」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 6 「診療科名」は、標榜する診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。
※薬局の場合、「診療科名」は記載の必要はありません。
- 7 「病床数」は、休床中の病床も含めて医療法により京都府知事に許可された病床数を記入し、休床数を()内に記入してください。
- 8 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 9 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定」は、申請時点における結核指定医療機関としての指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は指定年月日を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、結核指定医療機関の指定の申請を行った日を記載してください。
- 10 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものであり、②に該当する場合には、診療若しくは調剤に従事している医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。
① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師若しくは薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族若しくは兄弟姉妹である医師、歯科医師若しくは薬剤師のみが診療若しくは調剤に従事しているもの
- 11 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項に基づき指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 12 申請者(開設者)の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、代表印を押印してください。

指定医療機関用

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない
旨の誓約書

京都府知事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しない
ことを誓約します。

住 所

氏名又は名称

印

(誓約項目)

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる
までの者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの
の規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな
くなるまでの者であること。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの規定

- 1 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年法律第 217 号)
- 3 栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)
- 4 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)
- 5 歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)
- 6 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)
- 7 歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)
- 8 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)
- 9 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)
- 11 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)
- 12 薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)
- 13 薬剤師法(昭和 35 年法律第 146 号)
- 14 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)
- 15 理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年法律第 137 号)
- 16 柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)
- 18 義肢装具士法(昭和 62 年法律第 61 号)
- 19 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)
- 20 精神保健福祉士法(平成 9 年法律第 131 号)
- 21 言語聴覚士法(平成 9 年法律第 132 号)
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 17 年法律第 124 号)
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成 23 年法律第 79 号)

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開
設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事

実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）。

4 第2項第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第2項第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第2項第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第2項第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8 第2項第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当すること。

記入例 1-1 (開設者が法人の場合)

生活保護法指定医療機関
中国残留邦人等支援法指定医療機関

指定

申請区分	指定 (新規・移転・法人化・その他 (旧法から新法への指定切り替え)) ・ 指定更新
機関区分	内科 (病院・診療所) ・ 歯科・薬局・訪問看護

名称	(フリガナ) イリョウホウジンキョウトカイ ナデシコ診療所 医療法人京都会 なでしこ診療所		医療機関コード	1	2	3	4	5	6	7	
所在地	〒 620 - 0904 福知山市駅南町4丁目1番地 TEL (0773) 00-0000 (担当 京都 花子)		申請書について、問い合わせる場合があるので、余白に担当者の氏名を記入。								
開設者	氏名 (名称等)	(フリガナ) イリョウホウジンキョウトカイ リジチョウ キョウト タロウ 医療法人京都会 理事長 京都 太郎		開設者が法人の場合、法人の名称及び代表者の職・氏名を記入。							
	生年月日住所 (所在地)	<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">記入不要</div> 〒 620 - 0904 福知山市駅南町4丁目1番地									
管理者	氏名	京都 次郎		生年	昭	38	年	8	月	2	日
	住所	〒 620 - 0904 福知山市駅南町5丁目2番地 ハイッなでしこ101号室		管理者の自宅住所を記入。							
診療科名	内科、小児科		休床数。								
病床数	一般	10 床 (0 床)		結核			床 (床)				
	療養	床 (床)		感染症			床 (床)				
	精神	床 (床)									
健康保険法による指定	<input checked="" type="radio"/> 有		指定申請中 (申請日: 年 月 日)		有効期間	20年 10月 1日 から		26年 9月 30日 まで			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無		指定申請中 (申請日: 年 月 日)		年 月 日 指定						
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	<input checked="" type="radio"/> 有	左欄の「有」に該当する場合は、医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。		開設者が法人の場合、生活保護法第49条の3第4項の規定は、該当しません。「無」に○を記入。				記入不要			
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	記入不要		開設者が法人の場合、主たる事務所の所在地及び法人名とその代表者の職・氏名を記入し、代表者印 (理事長印等) を押印。								

上記のとおり指定を申請します。

平成 **26** 年 **7** 月 **10** 日
(申請先) 京都府知事 様

提出日を記入。

〒 620 - 0904
住所 **福知山市駅南町4丁目1番地**
TEL (0773) 00 - 0000
申請者 (開設者) 氏名 **医療法人京都会
理事長 京都 太郎**



記入例 1-2 (開設者が個人の場合)

生活保護法指定医療機関
中国残留邦人等支援法指定医療機関

申請区分	指定 (新規・移転・法人化・その他 (<input checked="" type="radio"/> 旧法から新法への指定切り替え)) ・ 指定更新			
機関区分	内科 (病院・診療所) ・ 歯科 ・ 薬局 ・ 訪問看護			
名称	(フリガナ) ナデシコシンリョウジョ なでしこ診療所		医療機関コード 1234567	
	〒 620 - 0904 福知山市駅南町4丁目1番地 TEL (0773) 00 - 0000 (担当 京都 花子)			
開設者	氏名 (名称等)	(フリガナ) キョウト タロウ 京都 太郎	申請書について、問い合わせる場合があるため、余白に担当者の氏名を記入。	
	生年月日	昭和 38 年 8 月 2 日		
	住所 (所在地)	〒 620 - 0904 福知山市駅南町5丁目2番地 ハイツなでしこ101号室		
管理者	氏名	(フリガナ) キョウト タロウ 京都 太郎	管理者の自宅住所を記入。	
	住所	〒 620 - 0904 福知山市駅南町5丁目2番地 ハイツなでしこ101号室		
診療科名	内科、小児科		休床数。	
病床数	一般	10 床 (0 床)	結核	床 (床)
	療養	床 (床)	感染症	床 (床)
	精神	床 (床)		
健康保険法による指定	<input checked="" type="radio"/> 指定申請中 (申請日: 年 月 日)	有効期間	20 年 10 月 1 日から 26 年 9 月 30 日まで	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無	指定申請中 (申請日: 年 月 日)	日指定	
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 左欄の「有」に該当する場合は、医師、歯科医師若しくは薬剤師の氏名を記載してください。	京都 太郎 京都 次郎 京都 花子	生活保護法第49条の3第4項の規定については、申請書様式の裏面を参照。 該当の場合には、「指定更新のみなし」が適用されます。 (※詳細:「生活保護法に基づく指定制度の見直しについて」P3上段)	
現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日	記入不要 月 日 (更新の場合のみ記載)			

上記のとおり指定を申請します。

平成 **26** 年 **7** 月 **10** 日
(申請先) 京都府知事 様

提出日を記入。

〒 **620 - 0904**

住所 **福知山市駅南町5丁目2番地** **ハイツなでしこ101号室**

申請者(開設者)

TEL (**0773**) **11 - 1111**

氏名 **京都 太郎**

開設者が個人の場合
自宅住所・氏名を記入の上、押印。



記入例 2

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までに該当しない旨の誓約書

京都府知事 殿

提出日を記入。

平成26年 7月 10日

下欄に掲げる生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定に該当しないことを誓約します。

住所
氏名又は名称

印

(誓約項目)

生活保護法第 49 条の 2 第 2 項第

1 第 2 項第 2 号関係
開設者が、禁錮以上の刑に処せられるまでの者であること。

【開設者が法人の場合】
主たる事務所の所在地、
法人名とその代表者の職・氏名を
記入し、代表者印（理事長印等）
を押印。

ことがなくな

2 第 2 項第 3 号関係
開設者が、生活保護法その他国民の保健医療者の規定により罰金の刑に処せられ、そのなくなるまでの者であること。

住所 福知山市駅前南町4丁目1番地
氏名又は名称 医療法人京都会
理事長 京都 太郎



※ その他国民の保険医療者しくは福祉に関する法

- 1 児童福祉法（昭和 27 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 24 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 2 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 2 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 2 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 2 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 2 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 26 年法律第 45 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 19 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

【開設者が個人の場合】
住所（開設者の自宅住所）、氏名を
記入の上、押印。

住所 福知山市駅南町5丁目2番地
ハイツなでしこ101号室
氏名又は名称 京都 太郎



3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事

京都府内福祉事務所一覧(指定関係受付)

平成25年3月1日現在

名称等	管轄区域	担当部署	所在地	電話	
福知山市福祉事務所	福知山市	社会福祉課保護係	福知山市字内記13の1	0773-24-7012	
舞鶴市福祉事務所	舞鶴市東地区	福祉援護課保護係	舞鶴市北吸1044	0773-66-1010	
舞鶴市役所 西支所	舞鶴市西地区		舞鶴市南田辺1	0773-77-2253	
綾部市福祉事務所	綾部市	福祉課保護担当	綾部市若竹町8の1	0773-42-3280 (内線 249・361)	
宇治市健康福祉部	宇治市	生活支援課保護係	宇治市宇治琵琶33	0774-22-3141 (内線2325~2327)	
宮津市福祉事務所	宮津市	健康福祉室保護係	宮津市字本町789	0772-22-2121 (内線 433・434)	
亀岡市福祉事務所	亀岡市	社会福祉課保護係	亀岡市安町野々神8	0771-22-3131 (内線2734)	
城陽市福祉事務所	城陽市	福祉課保護係	城陽市寺田東ノ口16・17	0774-52-1111 (内線252)	
向日市福祉事務所	向日市	地域福祉課保護援助係	向日市寺戸町中野20	075-931-1111 (内線 306)	
長岡京市福祉事務所	長岡京市	社会福祉課保護係	長岡京市開田1丁目1の1	075-951-2121 (内線 410)	
八幡市福祉事務所	八幡市	保護課	八幡市八幡園内75	075-983-1111 (内線397)	
京田辺市福祉事務所	京田辺市	社会福祉課保護係	京田辺市田辺80	0774-63-1122 (内線272~274)	
京丹後市福祉事務所	京丹後市	生活福祉課生活支援係	京丹後市峰山町杉谷691	0772-69-0310	
南丹市福祉事務所	南丹市	社会福祉課生活福祉係	南丹市園部町小桜町47	0771-68-0001 (内線2104)	
木津川市福祉事務所	木津川市	社会福祉課生活支援係	木津川市木津南垣外110の9	0774-75-1211	
山城広域振興局	乙訓保健所福祉室	大山崎町	乙訓保健所福祉室	向日市上植野町馬立8	075-933-1154
	山城北保健所福祉室	久御山町	山城北保健所福祉室	宇治市宇治若森7の6	0774-21-2102
	山城北保健所 綴喜分室	井手町 宇治田原町	山城北保健所綴喜分室	京田辺市田辺明田1	0774-63-5747
	山城南保健所福祉室	笠置町 和東町 精華町 南山城村	山城南保健所福祉室	木津川市木津上戸18の1	0774-72-0208
南丹広域振興局	南丹保健所福祉室	京丹波町	南丹保健所福祉室	南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0363
中丹広域振興局	中丹西保健所	※(福知山市)	中丹西保健所福祉室	福知山市篠尾新町1丁目91番地	0773-22-5744
	中丹東保健所	※(舞鶴市) (綾部市)	中丹東保健所福祉室	舞鶴市倉谷西1499	0773-75-0805
丹後広域振興局	丹後保健所福祉室	伊根町 与謝野町	丹後保健所福祉室	京丹後市峰山町丹波855	0772-62-4302

※ 中丹西保健所及び中丹東保健所は、介護機関等の指定及び各種届け出の手続きのみ担当。

京都府健康福祉部 福祉・援護課 恩給・援護担当
TEL:075-414-4620